

令和 6 年横審第 7 号

裁 決

モーターボート A モーターボート B 衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 b の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 5 年 2 月 1 8 日 1 3 時 3 3 分

内浦湾

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボート A

モーターボート B

総 ト ン 数	0.7 トン	0.6 トン
登 録 長	4.56 メートル	5.37 メートル
機 関 の 種 類	電気点火機関	電気点火機関
出 力	44 キロワット	18 キロワット

3 事実の経過

Aは、令和3年12月に進水したFRP製モーターボートで、船体中央やや船首寄りに舵輪、機関遠隔操縦装置及び魚群探知機一体型のGPSプロッターを組み込んだ操舵スタンドを設け、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、有効な音響信号を行うことができる手段として笛を備え、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.7メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和5年2月18日06時40分静岡県西浦漁港足保地区を発し、内浦湾北部の釣り場に向かった。

a受審人は、09時10分前示釣り場に至り、釣りと移動を繰り返していたところ、南西風が強まり、南西方から波高約1メートルの風浪を断続的に受け、船体動揺が激しくなったことから、釣りを切り上げることにし、13時00分釣り場を発進して帰途に就き、GPSプロッターに魚群探知機及びGPSプロッター両画面を表示させた状態で作動させ、同乗者を操舵スタンド後方左舷側に立たせて見張りに就け、自らは舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、13時20分沼津港航路導流堤灯台（以下「導流堤灯台」という。）から242度（真方位、以下同じ。）690メートルの地点で、針路を西浦漁港足保地区に向く187度に定め、機関を回転数毎分2,800ないし3,000にかけ、4.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、13時32分僅か前導流堤灯台から203度1.18

海里の地点に達したとき、左舷船尾36度300メートルのところに、Bを視認することができ、その後同船が自船を追い越し衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、発進したとき周囲を一瞥して他船を見掛けなかったことから、同航する船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、a受審人は、避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行中、13時33分導流堤灯台から201度1.25海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷船尾部にBの右舷船首部が後方から25度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、令和3年11月に進水し、航海計器を装備せず、船尾部に船外機を備えた和船型無蓋のFRP製小型兼用船で、b受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、有効な音響信号を行うことができる手段を講じないまま、同日07時00分西浦漁港久連地区を発し、内浦湾北部の釣り場に向かった。

b受審人は、07時30分前示釣り場に至り、釣りと移動を繰り返していたところ、南西風が強まり、南西方から波高約1メートルの風浪を断続的に受け、船体動揺が激しくなったことから、内浦湾南部の釣り場に移動して釣りを続けることを思い立ち、13時30分釣り場を発進し、同乗者を甲板中央部に腰を降ろした姿勢で待機させ、自らは船尾部に腰を降ろし、右舷船首方から打ち付ける海水飛沫が掛かるのを避けるため顔を伏せた姿勢で、船外機のスロットルグリップを操作しながら操船に当たり、13時32分僅か前導流堤灯台から

198.5度1.02海里の地点で、針路を内浦湾南部に向く212度に定め、機関を回転数毎分5,500にかけ、14.0ノットの速力で、時折顔を上げて船首方を確認しながら進行した。

定針したときb受審人は、右舷船首11度300メートルのところに、Aを視認することができ、その後、同船を追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、船首方を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、b受審人は、Aを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでAの進路を避けないまま進行中、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船尾部ハンドレールに曲損等を、Bは、右舷船首部外板に修理を要さない擦過傷等をそれぞれ生じ、Aの同乗者が右肘打撲を負った。

（航法の適用）

本件は、内浦湾において、共に南下中のAとBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

事実の経過で示したとおり、本件時、両船は互いに視野の内にあり、BがAの正横後22度30分を超える後方の位置から同船を追い越す態勢で接近したもので、両船の付近には航行の支障となる障害物や他船は存在せず、Bが避航義務を、Aが針路及び速力の保持、避航を促す音響信号及び協力動作の各履行義務を果たすのに十分な時間的、距離的余裕があったものと認められることから、本件は、海上衝突予防法第13条

の追越し船の航法によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、内浦湾において、南下中のAを追い越すBが、見張り不十分で、Aを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けなかったことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、内浦湾において、同湾南部の釣り場に向けて南下する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針したとき船首方を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船が追い越す態勢となった先航中のAに気付かず、同船を確実に追い越し、かつ、十分に遠ざかるまでAの進路を避けずに進行して同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Aの同乗者を負傷させるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 受審人は、内浦湾において、西浦漁港に向けて南下する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、発進したとき周囲を一べつして他船を見掛けなかったことから、同航する船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船を追い越す態勢で接近するBに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための

協力動作をとることもなく進行して同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Aの同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年7月31日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁